

「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」

答 申 書

平成19年2月16日

新潟市清掃審議会

目 次

はじめに	1
1 政令市移行後のごみ減量施策のあり方	2
基本的な考え方 循環型社会構築の重要性	2
今後のごみ減量に向けての基本方向	2
2 新潟市が実施すべきごみ減量施策	4
家庭系ごみの分別区分のあり方	4
家庭系ごみの負担のあり方	7
事業系ごみの排出方法及び手数料のあり方	10
市民・事業者・行政による協働の取組み	11
おわりに	12

資料

諮問文	13
審議経過	14
審議会委員名簿	15

はじめに

新潟市清掃審議会（以下「審議会」という）は、平成17年10月18日に「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」新潟市長から諮問を受けた。

審議会では、ごみ処理施設の視察を含め、合計16回の会議を開催し、合併により異なった状態の制度の統一だけでなく、市民・事業者・行政の協働による環境先進都市を目指すべく、ごみの減量・リサイクルといった、より高次元の検討も併せて行った。

審議にあたっては、新たなごみ減量施策について、広く市民意見を聴取するため、平成18年6月に「中間とりまとめ」を行い、これを基に全市で58回の「市民意見交換会」を開催するとともに、「パブリックコメントの募集」、4千人を対象とした「市民アンケート」を実施した。

審議会では、これらにより得られた市民意見を踏まえて審議を重ね、「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」本審議会としての結論を得た。

新潟市においては、本審議会の答申を踏まえ、ごみ減量・資源化を実現し、環境先進都市に向けて取り組まれることを心から期待するものである。

平成19年2月16日

新潟市清掃審議会
会長 菅原陽心

1 政令市移行後のごみ減量施策のあり方

基本的な考え方 循環型社会構築の重要性

今日、資源を抑制し、環境に対する負荷をできるだけ小さくする循環型社会への移行が、わが国にとどまらず、国際的にも重要な課題となっている。

また、石油・石炭といった化石燃料の使用による地球温暖化など地球規模の環境問題は、その深刻さを増しており、地球温暖化対策は、速やかな対応が求められる喫緊の課題となっている。

この地球温暖化対策とごみ減量の推進による循環型社会づくりといった二つの取組みは、市民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルの速やかな転換を図らなければならないという点で共通している。

大量生産・大量消費・大量廃棄という現在の社会経済システムを変革し、豊かな地球環境を永く後の世代に引き継ぎ、「環境の世紀」と言われる 21 世紀において、地球温暖化を防止し、持続可能な循環型社会を築くことが、今私たちに求められている課題である。

循環型社会を構築するためには、ごみを減らし（リデュース）、使えるものは繰り返し使い（リユース）、ごみになったら資源として再利用する（リサイクル）という 3 R の取組みを進めていくことが大切であり、市民・事業者・行政が協働し、行動を起こしていかなければならないものである。

今後のごみ減量に向けての基本方向

審議会では、環境先進都市を目指した目標について検討し、1 人 1 日当たりのごみ量を、平成 16 年度実績の 687 g から約 120 g 削減し、平成 23 年度までに 570 g とすることを、ごみの減量目標とした。

このごみ減量目標は、新津地区・白根広域地区・豊栄地区の平成 16 年度実績が 559 g であることから、全市でこの水準まで減量することは可能であるものと考えられる。この目標を達成した場合には、政令市 14 市で比較すると広島市に次いで第 2 位となる。

さらに、この目標を達成するための基本方向を以下のとおりとした。

第一に「分別の拡充・徹底，リサイクルの推進」である。

これは、最終的に焼却・埋立処分されるごみをできるだけ削減するため、分別の細分化・徹底によるごみ減量・資源化の推進と、資源物の店頭回収や拠点回収などによる多様なリサイクル機会の確保に取り組むものである。

第二に「有料化も含めた手数料のあり方の検討」である。

これは、地区により異なる、有料・無料といった不公平の是正を図るとともに、循環型社会構築のために、ごみ分別・リサイクルの促進による排出抑制、

経済的インセンティブによるごみの発生抑制・再使用の促進等も含め、手数料のあり方について検討することとしたものである。

第三に「市民・事業者・行政の協働による取組みの推進」である。

これは、ノーレジ袋運動や簡易包装など、ごみを出さない生活様式を促すことと、事業者自らの減量・リサイクルに向けた取組みを促進するものである。

2 新潟市が実施すべきごみ減量施策

家庭系ごみの分別区分のあり方

分別区分について

新・新潟市は、黒埼町も含めると全部で15市町村の合併により誕生した。合併協議により、ごみ分別・排出方法は「当分の間、現行のとおりとする」とされたことから、現在、ステーション収集における分別・排出方法は10通りに分かれている。

これは、合併前に、各市町村がごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んできたことの反映でもあり、方法の違いはあるが、ごみの減量・資源化が推進されてきたものと評価できる。

審議会では、各市町村の実績を踏まえて、資源化の一層の徹底を図る観点から、「プラスチック類」、「びん」、「古紙類」、「剪定枝」の分別について、特に検討を行った。

プラスチック類については、コスト削減、埋立量の削減、処分地の延命化、リサイクルの品質向上が図られることから、「プラスチック製容器包装類」「ペットボトル」を資源物として別個に収集、資源化処理することとし、「資源化対象外プラスチック」は「燃やすごみ」の一部として焼却処理することとした。

びんについては、「びん」と「缶」をポリ袋で混合収集している新潟地区で、収集処理工程において約4割のびん割れが生じ、資源化されずに埋立処分されている現状があることから、収集工程におけるびん割れを防ぎ、リターナブルびんとして再利用できる比率を高めることができるよう、新潟地区、豊栄地区などで実施しているように、「びん」を単独で「コンテナ収集」することとした。

古紙類については、地区によって、自治会など地域が主体となって取り組む「集団回収方式」と行政が回収回数や出し方を決めて行う「行政回収方式」が採用されている。それぞれの方式にメリット・デメリットがあることから、両方式の特色を活かしながら、「集団回収方式」を継続実施するとともに、ステーションにおいても月2回の回収を確保する「併用方式」とすることとした。

剪定枝については、新たに資源としての活用を図ることと、市民の利便性の観点から、資源物としてステーション回収することとした。また、田園型政令市に相応しいものとするため、「剪定枝」に加え、「草」「葉」も対象とし、「枝葉・草」として分別収集することとした。

「家庭系ごみの分別区分のあり方」については、10種13分別収集を基本として、資源となるごみについては、可能な限り資源化を図り、最終的に焼却及び埋立処分されるごみを極力削減するとともに、分別の徹底により、高品質なリサイクルを確保することとする。

分別区分については、下表の区分により「10種13分別」とする。

区		分	収集回数	出し方
ごみ	1	燃やすごみ	週3回	指定袋
	2	燃やさないごみ	月1回	指定袋
	3	粗大ごみ	随時	申込制戸別収集
資源	4	プラスチック製容器包装	週1回	ポリ袋
	5	ペットボトル	月2回	コンテナ・ネット・ポリ袋
	6	飲食用びん	月2回	コンテナ
	7	飲食用缶	月2回	コンテナ・ポリ袋
	8	有害・危険物 (乾電池・蛍光管・水銀体温計・ライター・スプレー缶類)	月1回	ポリ袋
	9	古紙類(新聞, 雑誌・雑紙, 段ボール, 紙パック)	月2回	ひも・ポリ袋
	10	枝葉・草	週1回	ひも・ポリ袋

巻・西川・岩室・瀧東地区におけるごみ分別区分について

巻広域地区は、ごみ処理施設「鎧瀧クリーンセンター」の竣工に併せ、平成14年4月から、従前の収集区分を変更し、「普通ごみ」として、可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル以外のプラスチック類の混合収集を行っている。また、巻地区では、「普通ごみ」を週5回収集しているなど、巻広域地区内においても、3通りの分別区分となっている。

中間とりまとめにおいては、特例を設けるべきでないという意見が大勢を占め、全市統一を基本とすることとされた。

その後、審議会では、「合併協定書」において「当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る」とされていることや、「市民意見交換会」や「市民アンケート」で寄せられた巻広域地区住民からの分別の現状維持を望むという強い要望を踏まえ、多くの時間を費やし、検討を行った。

巻広域地区の分別区分については、新制度移行後3年間（平成20年4月～23年3月）の特例措置期間を設け、当該地区については現行の西川地区での方式に統一し、その中で資源化の向上を図る。

特例措置期間中においても、分別方式の統一に向けて検討を続ける。

期間経過後については、当審議会としては全市の制度に統一すべきと考える。

家庭系ごみの負担のあり方

手数料について

家庭系ごみ収集手数料については、新潟・黒埼・横越・亀田地区を除く地区において、可燃・不燃・粗大ごみが有料となっており、同じ自治体内でありながら、地区により、有料・無料という不公平が存在している。

家庭系ごみを有料化している新津地区・白根広域地区・豊栄地区では有料化の導入を境にして、1人1日当たりのごみ排出量が対前年度比で3割減と大きく減少し、その後もその効果を持続している。これは無料地区である新潟広域地区と比較して2割程度少ない排出量である。

審議会では、国の動向や全国の政令市、中核市及び県内の状況を確認し、家庭系ごみ収集手数料のあり方について検討した。

「ごみ量に応じた費用負担の公平化」「ごみ分別・リサイクルの促進による排出抑制」「ごみの発生抑制・再使用の促進」「環境に対する市民の意識改革」「事業系ごみの混入排除」など、ごみの減量・リサイクルの推進にとって、家庭系ごみ有料化の意義が大きいことや、市内で既に有料化を実施している地区のごみ減量実績を踏まえ、全市有料化で統一するべきものとする。

家庭系ごみ有料化の手法については、新津地区、白根広域地区、巻広域地区で採用されている「単純従量方式による有料指定袋制」と、豊栄地区で採用されている「超過量方式による有料指定袋制」の2つの方式について検討を行った。

審議会では、両方式ともそれぞれの実施地区において、優れた家庭ごみ減量実績を挙げていることを認識した。その上で、さらに検討を進めた結果、最も人口が多い新潟地区の一部では、学生や単身赴任者など住民登録していない人が多く、居住実態の把握が困難なこと、住民登録していない人にごみ処理券などが配布されない場合、より一層の混乱を招く恐れがあることなどを考慮し、新潟市全域の実態に即した、市民にとってわかりやすい制度である「単純従量方式による有料指定袋制」を採用すべきとの意見が多数を占めた。

負担水準について

負担水準については、ごみ処理券制度を実施している豊栄地区以外の新津地区、白根広域地区、巻広域地区において、いずれも30の指定袋の料金が概ね30円に設定されている。

審議会では、「ごみ減量化に効果的な負担感と市民の受容性のバランス」、「近隣市町村の手数料のバランス」と、既に有料化している新津地区、白根広域地区、巻広域地区での負担を考慮し、負担水準の設定を許容できる範囲とすべきとした。

家庭系ごみの手数料については、ごみの減量化・リサイクルの推進や分別の徹底の観点から、燃やすごみ、燃やさないごみは、指定袋制による有料とし、資源物は無料とする。

燃やすごみ及び燃やさないごみは、指定袋により、ごみステーションに排出するものとする。

負担水準については、有料指定袋の料金を1リットル当たり1円を基本として、下表のとおりとする。

有料指定袋（燃やすごみ、燃やさないごみ）				
区 分	大（45）	中（30）	小（20）	極小（10）
手数料	45円	30円	20円	10円

粗大ごみの手数料について

粗大ごみについても、有料とすることとし、「政令市や合併地区の市民負担水準とのバランス」「指定袋手数料とのバランス」「自己搬入手数料とのバランス」を考慮し、10kg当たり250円の負担水準を基本として、中間とりまとめを行った。

審議会では、「市民意見交換会」「パブリックコメント」「市民アンケート」において、「不法投棄の増加につながらないように、安くすべき」という意見が多く寄せられたことから、負担水準について、再度検討した。

粗大ごみの負担水準については、不法投棄への懸念を少なくするため、できるだけ割高感をなくすよう、見直しを行うこととした。

粗大ごみは、有料により収集することとし、品目別シールを貼付した上、申込による戸別収集とする。

粗大ごみ有料シールの料金は、10kg当たり100円を基本として下表のとおりとし、具体的な品目ごとの手数料は条例等で定めるものとする。

有料シール制（粗大ごみ）				
区 分	～10kg	10kg～ 20kg	20kg～ 30kg	30kg～
手数料	100円	200円	300円	500円

手数料収益の還元について

家庭系ごみの有料化により手数料収入が生じることとなる。この有料化の目的が「ごみ減量・リサイクルの推進」であることから、指定袋作成費・販売委託経費を差し引いた手数料収益については、資源循環型社会促進策、地球温暖化対策及び地域コミュニティ活動の振興などに資するよう市民還元すること、また、使途の決定にあたっては、市民代表も含め透明性を確保することとして、「中間とりまとめ」において提案した。

「市民意見交換会」「パブリックコメント」においては、「ごみステーションへの補助」「不法投棄対策」への充当の意見が多く、「市民アンケート」結果からも「ごみステーションの設置支援」「高齢者・障がい者世帯に対するごみ出し支援」「違反ごみ・不法投棄対策」「自治会の集団資源回収への奨励金交付」などへの支持が多数を占めた。

主な収益還元事業としては、以下のものが考えられる。

古紙資源化の一層の推進

集団資源回収奨励金を継続するとともに、ステーション回収する古紙についても新に奨励金を交付する。

ごみステーション設置補助

ごみステーション分散化・カラス対策に対応できるよう、全域でごみステーション設置補助を行う。

ごみ減量・地域美化

生ごみ処理機購入助成，地域清掃等への助成を継続・拡充する。

不法投棄・違反ごみ対策

クリーンにいがた推進員活動費，重点地区監視パトロール等

環境学習・環境教育に対する支援

幼児から大人まで，身近なところで環境学習の機会が得られるような取組みを支援する。

コミュニティ協議会等の地域活動支援

コミュニティ協議会等による高齢者・障がい者世帯へのごみ出し支援等の様々な市民福祉活動，地域クリーン作戦等の地域美化活動や循環型地域づくりの取組みを支援する。

審議会では、収益還元にあたっては、有料化の趣旨から資源循環型地域づくりに対する支援を優先的に行うべきとの意見が多数を占めた。

コミュニティ協議会等に対する支援については、資源循環型社会形成を進めるには、日常的な取組みの支えとなる地域コミュニティ育成が重要であること、

また、地域での市民福祉活動等に対する支援を望む意見が強いことなどから、支援対象に含めるべきであると考えます。

しかしながら、コミュニティ協議会が未だ市全域に定着しているとは言い難い状況にあることから、その運営全般に対して一律に助成することは避けるべきであり、循環型地域づくりに対する取組みを中心に、市民福祉活動なども含めた具体的な活動に対して支援することとし、市民の目から見て用途についての透明性がしっかり確保できる制度とすべきである。

事業系ごみの排出方法及び手数料のあり方

事業系ごみについては、すべての地区において有料となっているが、手数料水準の違いに加え、排出方法も新潟地区、白根広域地区において有料指定袋での直接搬入を行うなど、地域により異なっている。また、家庭系ごみの直接搬入についても、新潟地区では、事業系ごみの直接搬入手数料と差を設けていないのに対し、他地区では、一定の差を設けている。

審議会においては、事業系ごみについても、事業者による自己処理責任を促すとともに、排出抑制・リサイクルの推進を図るよう促すことを基本に検討し、家庭系ごみの持ち込み手数料は、合併地区の状況を踏まえ事業系と差を設けることとし、現在の手数料水準を考慮して設定するべきであるとした。

事業系ごみの排出方法及び手数料については、事業者の自己処理責任に基づき、ごみステーションへの排出は禁止し、排出抑制・リサイクルの推進を図り、焼却場等へ持ち込む場合にも、有料指定袋での排出をやめ、重量に応じた単純従量制とする。

持ち込み手数料は、新潟広域地区の焼却・埋立処理原価相当額で設定する。また、家庭系ごみの持ち込み手数料は、事業系の半額程度とし、下表のとおりとする。なお、手数料は3年を基本として見直しを行う。

直接搬入ごみ		事業系 ステーション収集
事業系	家庭系	廃止
130円 / 10kg	60円 / 10kg	

市民・事業者・行政による協働の取組み

違反ごみ，不法投棄・不法焼却対策の強化

違反ごみ，不法投棄・不法焼却対策については，「市民意見交換会」「パブリックコメント」「市民アンケート」のいずれにおいても，「違反ごみ，不法投棄対策の強化」を望む意見が多数を占めたことから，その対策としては，地域コミュニティの充実を土台としながら，広報・啓発活動の強化とともに，地域と連携した排出指導の強化や，パトロール，監視カメラなど監視体制の強化等も重要である。

（仮称）「クリーンにいがた推進員」制度の創設

地域におけるごみに関わる問題を，行政とともに解決するために，（仮称）「クリーンにいがた推進員」を設け，自治会・町内会など，地域との連携を強化することは有効な方策であるが，制度を創設するにあたっては，その役割，人数などについて検討し，ステーション指導を基本としながら，地域住民と行政との協働の取組みの要として位置づける必要がある。

（仮称）「ポイ捨て等防止条例」の制定

ポイ捨て等防止条例については，合併前の10市町村において環境美化に関する条例が制定されており，「市民意見交換会」「市民アンケート」においても条例制定を求める意見が多かったことから，市民全体に，ごみに対する規範を改めて確認していただき，地域環境の美化を進めるという観点から制定するべきと考える。

生産・販売におけるごみ減量

市においては，店頭回収の充実や簡易包装の推進などをはじめ，事業者にごみ減量への働きかけを強化すべきである。

特に，店頭回収の充実は，時間に縛られず資源化を実施できる方策であり，品質の高いリサイクルが可能であることから，できるだけ多くの店先で回収できるように小売店などとの連携を強化するべきであり，資源物の分別回収を推進するために，回収品目や回収方法の統一など，積極的に制度設計を図る必要がある。

環境教育・環境学習の強化

環境教育・環境学習は，ごみに対する意識を変え，循環型社会を確立させる上で極めて重要な課題である。

環境の大切さを「知識」から「参加・行動規範」に高めるため，小・中学校にとどまらず，幼児から高校・大学までの各年代における環境教育を一層充実

させるとともに、より幅広い年齢層の市民が、身近なところで環境学習の機会を得られるような取組みを具体化すべきである。

さらには、大学や研究機関と連携し、資源の利活用をはじめとした研究や学習機会の提供を推進していくべきである。

おわりに

当審議会は、市長からの諮問に基づき、単なる制度の統一にとどまらず、循環型社会の構築のために、ごみの減量・資源化を推進し、新潟市が目指す環境先進都市に向けた「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」、以上のとおり答申をまとめた。

ごみの問題は、市民にとってもっとも身近で、毎日関わることであるので、制度の実施にあたっては、周知の方法など、きめ細かで丁寧な対応を望むものである。

新潟市には、この答申の内容を十分に踏まえ、引き続き市民からの意見を求めながら、市民・事業者・行政の協働により、真に有効なごみ減量・資源化に資する施策を導入され、「循環型社会の構築」と「地球温暖化対策」の実現に向けた取組みを一層進められることを強く希望する。

また、資源循環型都市づくりを推進し、環境先進都市を実現するためには、市役所全体で取り組むことが重要であり、環境部門だけにとどまらず、全市一体となった取組みがなされることを期待する。

資料

諮問文

新 廃 政 第 4 3 9 号

平成 1 7 年 1 0 月 1 8 日

新潟市清掃審議会
会長 菅原 陽心 様

新潟市長 篠田 昭

政令市移行後のごみ減量施策のあり方について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、御審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

政令市移行後のごみ減量施策のあり方について

家庭系ごみの分別区分のあり方

家庭系ごみの負担のあり方

事業系ごみの排出方法及び手数料のあり方

2 諮問理由

14市町村の合併に際して、行政制度の多くは旧新潟市の制度に統一したところではありますが、ごみの分別区分や手数料制度については、協議の結果、「当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において早期に制度の統一を図るよう調整に努める。」とされました。

本市は、現在同一自治体内にありながら、ごみの分別区分が異なるとともに、家庭系ごみについては地域により有料・無料という不公平が存在しています。こうした状況は早急に解消すべきであり、遅くとも政令市移行までには統一の方向性を明確にする必要があるものと考えています。

また、本市は「限られた資源を有効活用し、循環型社会を切り拓く都市」を主要な柱の一つとした田園型政令市を目指しており、本年3月21日に発表した『新・新潟市合併マニフェスト』においては、「資源循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・市の協働によるごみの減量・資源の再使用・再生利用の取り組みを推進します。また、ごみの収集・処理に要するコストを積極的に公開し、市民の協力による効率的なごみ処理体制の確立に努めるとともに、合併市町村の実績を踏まえて、分別方法、負担のあり方を研究し、ごみの減量に努めます。」としています。

つきましては、本市が目指す田園型政令市にふさわしいごみ減量施策のあり方について、幅広い御見識と市民の視点から、御審議願いたく、諮問いたします。

3 答申希望時期

平成18年4月：中間とりまとめ

平成18年末：最終答申

審議経過

年度	回数	期日	主な内容
H17	第1回	10.18	1 会長・副会長の選出 2 「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」(諮問) 3 ごみ処理の現状について
	第2回	11. 8	1 各地区のごみ減量・リサイクルの取組み 2 ごみ処理経費の地区別比較
	第3回	11.24	ごみ処理施設視察 ・プラスチック油化センター ・資源再生センター ・豊栄環境センター ・新田清掃センター ・赤塚埋立処分地 ・鎧漕クリーンセンター
	第4回	12.20	1 田園型政令市・協働でつくる環境先進都市 -1人1日120gごみ減量 - 2 家庭系ごみの分別区分のあり方
	第5回	1.12	1 家庭系ごみの分別区分のあり方
	第6回	2. 7	1 巻広域地区からの要望書について 2 家庭系ごみの負担のあり方
	第7回	2.15	1 巻広域地区地域審議会との意見交換
	第8回	3.28	1 平成18年2月議会における質問及び意見等について 2 家庭系ごみの負担のあり方
H18	第1回	4.26	1 家庭系ごみの負担のあり方
	第2回	5.16	1 事業系ごみの排出方法及び手数料 2 剪定枝リサイクルの推進について
	第3回	6. 1	1 巻広域地区の取扱いについて 2 分別変更・有料化に伴う制度定着に向けて 3 中間とりまとめについて
	第4回	6.12	1 中間とりまとめについて 2 市民意見聴取方法について
	第5回	11.17	1 市民意見聴取結果について 2 巻広域地区からの署名簿の提出について 3 検討課題の整理
	第6回	12.19	1 検討課題
	第7回	1.16	1 検討課題
	第8回	1.31	1 検討課題 2 答申書について

審議会委員名簿

会長 副会長

1号委員（学識経験者） 4名

氏名	役職名
いとう あきら 伊東 章	新潟大学工学部 助教授
こばやし えいいち 小林 英一	弁護士
すがはら ようしん 菅原 陽心	新潟大学経済学部 教授
たねだ かずよし 種田 和義	(株)新潟日報社 編集委員

2号委員（市民） 15名

氏名	役職名
いしくろ やすひろ 石黒 恭博	白根環境衛生協会 理事
い だ のりこ 井田 ノリ子	公募委員
いとう かずお 伊藤 和雄	亀田製菓(株) 業務改善室 ISO事務局 マネージャー
おかもと みちよ 岡本 道代	新潟市赤十字奉仕団第37分団 副団長
くまだ ひろこ 熊田 ヒロ子	NPO法人エコネットとよさか 会員
こばやし むつこ 小林 睦子	新潟市消費者協会 新潟支部長
こまつ じゅんいち 小松 順一	豊照地区連合町内会 副会長
さとう たもつ 佐藤 保	連合新潟地域協議会 事務局長
しいや てるみ 椎谷 照美	NPO法人ヒューマンエイド22 代表理事
ないとう あきら 内藤 昭	イオン(株) 関東カンパニー新潟事業部新潟店 後方統括マネージャー
なかじま みちよ 中島 通世	新潟市食品衛生協会 会長
ふじい だいさぶろう 藤井 大三郎	亀田郷土地改良区 事務局長
やまざき ひろし 山崎 寛	公募委員
やました としゆき 山下 利諭己	巻環境衛生推進委員会 副会長
やまもと きみこ 山本 貴美子	坂井輪連合自治会理事

3号委員（関係行政機関の職員） 1名

氏名	役職名
あらかわ けんじ 荒川 建二	新潟県県民生活・環境部 廃棄物対策課長

敬称略・各号毎に50音順